

令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

宮崎県都城市都島町167番地3

特定非営利活動法人SKY

代表理事 温水智久



第1 就労継続支援事業

1. 事業の目的

利用者が安心して日常生活を送り、社会的役割を果たせるよう支援することを目的とする。

2. 事業の概要

- ・就労継続支援A型事業所 障がいのある方々に対して就労や生活支援を提供する福祉サービス。地域社会との連携を図りながら、利用者の自立と社会参加を支援。
- ・就労継続支援B型事業所 障がいのある方々に対して就労や生活支援を提供する福祉サービス。地域社会との連携を図りながら、利用者の自立と社会参加を支援する。

3. 対象者

障がいのある方(身体・知的・精神)で、サービスの利用が必要と認められた方。

4. 提供するサービス内容

- ・日常生活支援
- ・就労支援
- ・相談支援
- ・医療的ケア
- ・余暇活動支援

5. 運営体制

管理者、サービス管理責任者、支援員、看護師、事務員などで構成。

6. 人員配置

利用者数に応じて、法令に基づいた適正な人員を配置。

7. 事業実施方法

個別支援計画に基づき、利用者のニーズに応じた支援を提供。

8. リスク管理

感染症対策、災害時対応、虐待防止、事故防止マニュアルを整備し、定期的に研修を実施。

第2 障がい福祉・医療関連事業

地域における障がい者支援及び医療的支援の充実を目的として、以下の各事業を一体的かつ連携的に運営するための基本方針および実施計画を示すものである。

【対象事業】

- ・相談支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・共同生活援助事業所（グループホーム）
- ・共同生活短期入所事業所（ショートステイ）
- ・日中一時支援事業
- ・訪問看護事業所

1. 相談支援事業所

（1）事業目的

障がいのある方およびその家族が、地域で安心して生活できるよう、総合的な相談支援およびサービス等利用計画の作成を行う。

（2）事業内容

- ・基本相談支援
- ・計画相談支援（サービス等利用計画・モニタリング）
- ・関係機関との連携調整

（3）運営方針

本人主体・自己決定の尊重を基本とし、公正中立な立場で支援を行う。

2. 放課後等デイサービス事業所・保育所等訪問支援事業所

（1）事業目的

障がいのある児童の放課後や長期休暇中の居場所を確保し、生活能力および社会性の向上を図る。

（2）事業内容

- ・個別支援計画に基づく療育支援
- ・学習支援・生活訓練
- ・保護者支援

（3）支援方針

子どもの発達段階に応じた支援を行い、成功体験を積み重ねる。

3. 共同生活援助事業所（グループホーム）

（1）事業目的

地域において自立した生活を希望する障がい者に対し、安心して生活できる住まいと支援

を提供する。

(2) 事業内容

- ・日常生活支援
- ・服薬・健康管理支援
- ・生活相談

(3) 運営方針

地域共生社会の実現を目指し、地域との交流を促進する。

4. 共同生活短期入所事業所（ショートステイ）

(1) 事業目的

介護者の休息確保および利用者の生活体験の場として、短期間の宿泊支援を提供する。

(2) 事業内容

- ・短期宿泊支援
- ・生活支援・見守り

(3) 留意事項

安全管理および緊急時対応体制を整備する。

5. 日中一時支援事業所

(1) 事業目的

日中における一時的な見守り・居場所を提供し、家族の就労や休息を支援する。

(2) 事業内容

- ・日中活動支援
- ・生活介助・見守り

(3) 支援方針

利用者の安全と安心を最優先とする。

6. 訪問看護事業所

(1) 事業目的

在宅で療養する方に対し、看護師等が訪問し、医療的ケアおよび生活支援を提供する。

(2) 事業内容

- ・病状観察
- ・医療処置
- ・服薬管理・家族支援

(3) 医療連携

主治医および関係機関と密に連携する。

7. 人員体制・研修計画

各事業に必要な有資格者を配置し、法令遵守を徹底する。
また、定期的な研修を実施し、支援の質の向上を図る。

8. 運営管理・リスクマネジメント

事故防止、感染症対策、個人情報保護を徹底し、継続的な事業運営を行う。

令和9年度 事業計画書

(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

宮崎県都城市都島町167番地3
特定非営利活動法人SKY
代表理事 温水智久



第1 就労継続支援事業

1. 事業の目的

利用者が安心して日常生活を送り、社会的役割を果たせるよう支援することを目的とする。

2. 事業の概要

- ・就労継続支援A型事業所 障がいのある方々に対して就労や生活支援を提供する福祉サービス。地域社会との連携を図りながら、利用者の自立と社会参加を支援。
- ・就労継続支援B型事業所 障がいのある方々に対して就労や生活支援を提供する福祉サービス。地域社会との連携を図りながら、利用者の自立と社会参加を支援する。

3. 対象者

障がいのある方（身体・知的・精神）で、サービスの利用が必要と認められた方。

4. 提供するサービス内容

- ・日常生活支援
- ・就労支援
- ・相談支援
- ・医療的ケア
- ・余暇活動支援

5. 運営体制

管理者、サービス管理責任者、支援員、看護師、事務員などで構成。

6. 人員配置

利用者数に応じて、法令に基づいた適正な人員を配置。

7. 事業実施方法

個別支援計画に基づき、利用者のニーズに応じた支援を提供。

8. リスク管理

感染症対策、災害時対応、虐待防止、事故防止マニュアルを整備し、定期的に研修を実施。

第2 障がい福祉・医療関連事業

地域における障がい者支援及び医療的支援の充実を目的として、以下の各事業を一体的かつ連携的に運営するための基本方針および実施計画を示すものである。

【対象事業】

- ・相談支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・共同生活援助事業所（グループホーム）
- ・共同生活短期入所事業所（ショートステイ）
- ・日中一時支援事業
- ・訪問看護事業所

1. 相談支援事業所

（1）事業目的

障がいのある方およびその家族が、地域で安心して生活できるよう、総合的な相談支援およびサービス等利用計画の作成を行う。

（2）事業内容

- ・基本相談支援
- ・計画相談支援（サービス等利用計画・モニタリング）
- ・関係機関との連携調整

（3）運営方針

本人主体・自己決定の尊重を基本とし、公正中立な立場で支援を行う。

2. 放課後等デイサービス事業所・保育所等訪問支援事業所

（1）事業目的

障がいのある児童の放課後や長期休暇中の居場所を確保し、生活能力および社会性の向上を図る。

（2）事業内容

- ・個別支援計画に基づく療育支援
- ・学習支援・生活訓練
- ・保護者支援

（3）支援方針

子どもの発達段階に応じた支援を行い、成功体験を積み重ねる。

3. 共同生活援助事業所（グループホーム）

（1）事業目的

地域において自立した生活を希望する障がい者に対し、安心して生活できる住まいと支援

を提供する。

(2) 事業内容

- ・日常生活支援
- ・服薬・健康管理支援
- ・生活相談

(3) 運営方針

地域共生社会の実現を目指し、地域との交流を促進する。

4. 共同生活短期入所事業所（ショートステイ）

(1) 事業目的

介護者の休息確保および利用者の生活体験の場として、短期間の宿泊支援を提供する。

(2) 事業内容

- ・短期宿泊支援
- ・生活支援・見守り

(3) 留意事項

安全管理および緊急時対応体制を整備する。

5. 日中一時支援事業所

(1) 事業目的

日中における一時的な見守り・居場所を提供し、家族の就労や休息を支援する。

(2) 事業内容

- ・日中活動支援
- ・生活介助・見守り

(3) 支援方針

利用者の安全と安心を最優先とする。

6. 訪問看護事業所

(1) 事業目的

在宅で療養する方に対し、看護師等が訪問し、医療的ケアおよび生活支援を提供する。

(2) 事業内容

- ・病状観察
- ・医療処置
- ・服薬管理・家族支援

(3) 医療連携

主治医および関係機関と密に連携する。

7. 人員体制・研修計画

各事業に必要な有資格者を配置し、法令遵守を徹底する。
また、定期的な研修を実施し、支援の質の向上を図る。

8. 運営管理・リスクマネジメント

事故防止、感染症対策、個人情報保護を徹底し、継続的な事業運営を行う。